

広島県告示第五百九十六号

令和五年度における広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）別表第二備考に規定する知事が別に定める日は次のとおりとし、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和五年五月一日、同月二日及び同年八月十四日から同月十六日まで並びに令和六年一月二日及び同月三日